様式第２０

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
（１０ｋＷ未満の太陽光発電）

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

提出者　　住　所　（〒　　－　　）

（ふりがな）

氏　名

印

（法人番号：　　）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第８４号）附則第６条第２項、第６項及び第７項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要				備　考
設備情報	設備ＩＤ			
	設備の所在地（注１）			□別紙あり
	太陽電池の合計出力（kW）			
事業内容	接続契約締結日	平成　　年　　月　　日		
	接続契約締結先			
	特定（買取）契約締結先		□未定	
	買取価格（注２）	円／kWh（税抜き）	□未定	
	運転開始状況	□運転開始済み		
	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 （注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。			
		事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３）		□
		安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		□
		この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。		□
		接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		□
		再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		□
		この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		□
		再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		□

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注４）	

（注１）　発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。

（注２）　特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。

（注３）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注４）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第五条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改める。

第二十一条第二項第三号中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第六条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改める。

第三条第一項中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第七条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改める。

別表第一３．(1)中「第８条第１項」を「第28条第１項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十一条の四を第二十九条の四とし、第二十一条の三を第二十九条の三とし、第二十一条の二を第二十九条の二とする。